

- 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)及び米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)について、担い手(認定農業者、集落営農、認定新規就農者)に対して直接交付(いずれも規模要件なし)。
- 水田活用の直接支払交付金は、食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、高収益作物の導入・定着等を支援。

○経営所得安定対策等の概要

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

- 諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付。
- 交付対象者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者(ナラシ対策も同じ)

【交付単価(令和5年産～7年産まで適用)】

【数量払】交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価		対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け		課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg	てん菜	5,070円/1t	5,290円/1t
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg	でん粉原料用ばれいしょ	14,280円/1t	15,180円/1t
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg	そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg	なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg			

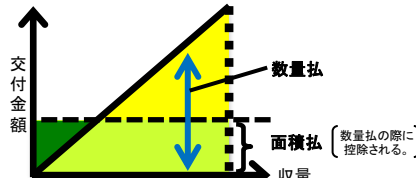
【面積払】当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a(そばについては、1.3万円/10a)

<交付単価のイメージ>

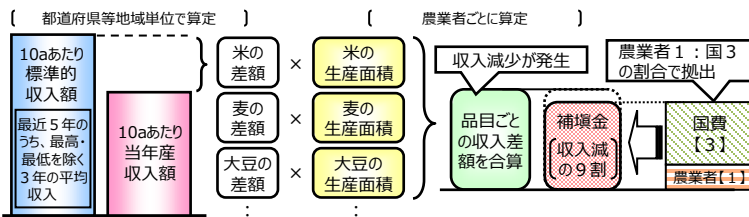
標準的な生産費	ゲタ交付単価	差額
	標準的な販売価格	

<数量払と面積払との関係>



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

- 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産の販売収入の合計(当年産収入額)が、過去の平均収入(標準的収入額)を下回った場合に、その差額の9割を補填。



水田活用の直接支払交付金等

1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆を生産する農業者を支援。

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

2. 産地交付金

- ・国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県・地域が支援内容を設定。
- ・また、当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分。

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け(基幹作のみ)	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約※3(3年以上の新規契約を対象に令和6年度に配分)	1万円/10a

※3 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

3. 畑地化促進助成(令和5年度補正予算「畑地化促進事業」と併せて実施)

水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援のほか、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、農地利用の円地化等に向けた関係者間の調整や種子の確保、畑地化に伴う費用負担(土地改良区の地区除外決済金等)を支援

- ① 畑地化支援※4：14.0万円/10a
- ② 定着促進支援※4(①とセット)：2万円(3万円※5)/10a×5年間
または10万円(15万円※5)/10a(一括)
- ③ 産地づくり体制構築等支援
- ④ 子実用とうもろこし支援(1万円/10a)
- ※4 対象作物は、畑作物(麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)及び高収益作物(野菜、果樹、花き等)
- ※5 加工・業務用野菜等の場合

4. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額(上限:0.5万円/10a)で国が追加的に支援。

5. コメ新市場開拓等促進事業

産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入を行う場合に、取組面積に応じて支援します。

対象作物	交付単価
新市場開拓用米	4万円/10a
加工用米	3万円/10a
米粉用米(パン・めん用の専用品種)	9万円/10a

経営所得安定対策等推進事業等

- 農業再生協議会が行う水田収益力強化ビジョンの作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成。また、申請手続の電子化を支援。

- 収入保険は平成31年1月からスタート。
- 加入者数は、令和6年1月末現在で、全国で約9万3千経営体（うち個人約8万9千、法人約4千）。青色申告を行う農業者（35.3万人）の26.4%が加入。

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償

実施主体	全国農業共済組合連合会（平成30年4月設立） （加入申請等の窓口業務は、地域の農業共済組合へ委託）
対象者	青色申告を行っている農業者※（個人・法人） ※ 令和6年からは、保険期間の前年1年分の青色申告実績があれば加入できる
保険の対象	農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体 ※ マルキン等が措置されている肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外
基準収入	農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、保険期間の営農計画も考慮して設定 （規模拡大特例、収入上昇傾向特例に該当する場合、基準収入を上方修正） ※ 令和6年からは、農産物が気象災害により被災した年の収入金額を補正して基準収入を算定できる気象災害特例を導入
補填の方法	保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補填。補填方式には、従来からの保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」に加え令和6年からは、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」を新設しており、農業者が選択できる
保険方式の保険料	保険金額の1.498%（新規加入で補償限度80%を選択した場合。50%の国庫補助後。） ※ 保険金の受取実績に応じて、毎年適用される保険料率変動する
積立方式の積立金	掛捨てではない（75%の国庫補助）

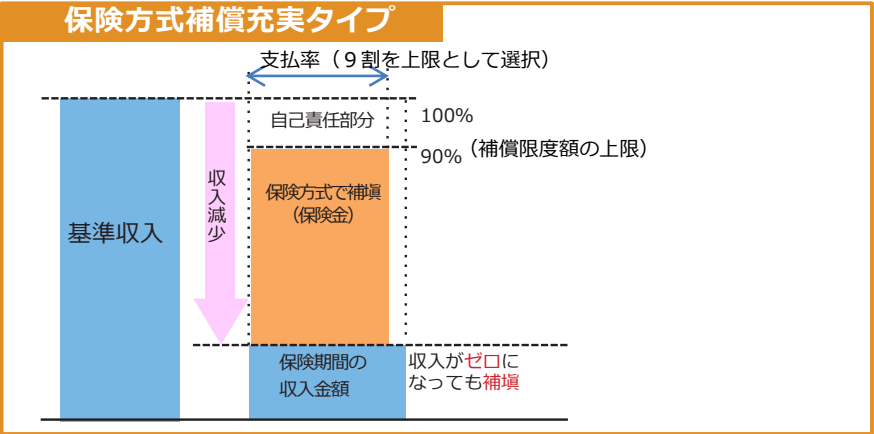
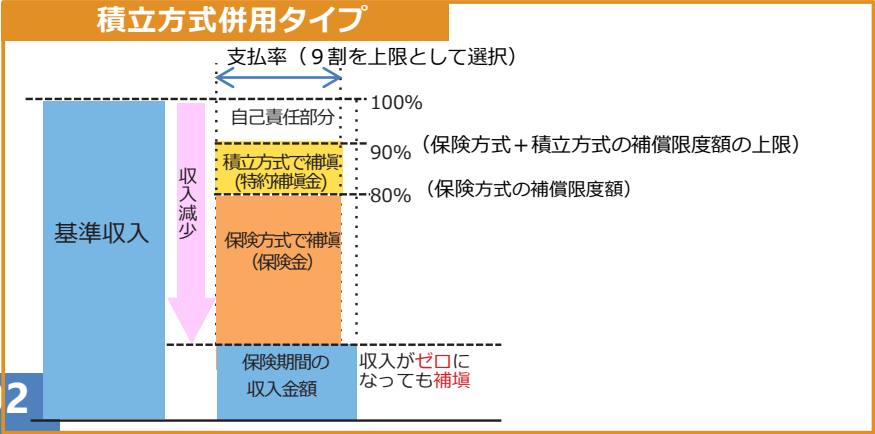
【個人、法人別の加入状況】（経営体）

	令和4年	令和5年	令和6年 （1月末時点）
全体	78,868 (22.3%)	90,644 (25.7%)	93,286 (26.4%)
個人	70,510	81,283	88,958
法人	8,358	9,361	4,328

（注1）令和6年1月末時点（法人数について今後事業年度開始月が3月以降の法人の加入が見込まれる）
（注2）（ ）は青色申告者に対する割合

青色申告を行っている農業経営体は35.3万経営体
うち・個人の主業経営体及び団体経営体は16.4万経営体
・肉用牛又は養豚が販売金額1位の経営体は1.4万経営体
（注）2020年農林業センサス（組替集計）

※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入
※ 収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の取扱いについては、令和6年からの新規加入者は、2年間（令和4年、5年加入者は3年間）の同時利用を可能とし、令和7年以降の新規加入者には適用しないこととします。



- 農業生産の基盤である農地・農業水利施設を整備・管理する土地改良事業は、良好な営農条件を備えた優良農地を確保し農業の生産性向上等を図るものである。
- また、農村は生産の場であるとともに生活の場であり、「持続的に発展する農業」と「多様な人が住み続けられる農村」を実現するために、産業政策・地域政策の両視点から事業を実施。
- 更に、近年頻発化・激甚化する自然災害に対し、農業生産や農村生活を支えるインフラの強靱性や持続性を強化。

土地改良長期計画（令和3～7年度）全体概要

農業・農村が目指すべき姿

○ 人口減少下で持続的に発展する農業

○ 多様な人が住み続けられる農村

政策課題1：生産基盤の強化による農業の成長産業化

【政策目標1】

担い手への農地の集積・集約化、スマート農業の推進による生産コスト削減を通じた農業競争力の強化

【政策目標2】

高収益作物への転換、産地形成を通じた産地収益力の強化

産業政策
の視点

政策課題2：多様な人が住み続けられる農村の振興

【政策目標3】

所得と雇用機会の確保、農村に人が住み続けるための条件整備、農村を支える新たな動きや活力の創出

地域政策
の視点

農村
協働力

政策課題3：農業・農村の強靱化

両政策を支える視点

【政策目標4】 頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や流域治水の取組等による農業・農村の強靱化

【政策目標5】 ICTなどの新技術を活用した農業水利施設の戦略的保全管理と柔軟な水管理の推進

大規模自然災害への対応

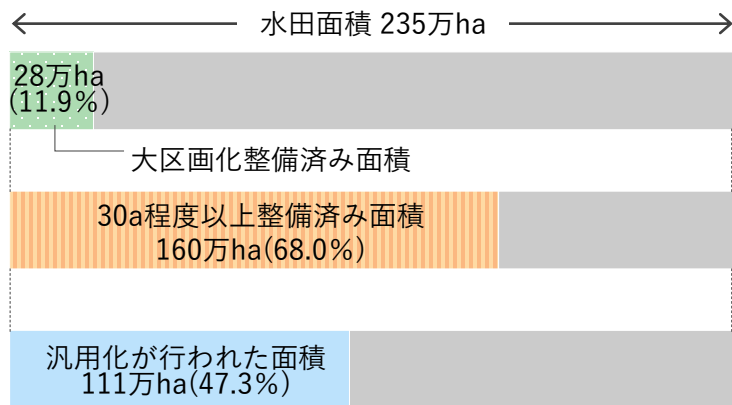
1. 東日本大震災からの復旧・復興
2. 大規模自然災害への備え

計画の円滑かつ効率的な実施に当たって必要な事項（横断的事項）

1. 土地改良区の運営体制の強化
2. 関連施策や関係団体との連携強化
3. 技術開発の促進と普及、スマート農業への対応
4. 人材の育成
5. 入札契約の透明性、公平性及び競争性の向上と品質確保の促進
6. 国民の理解促進

- 区画が整備された水田は160万ha（68.0%）、畑は129万ha（65.3%）（R4年3月末時点）。
- 標準耐用年数を超過した基幹的施設数の割合は、2007年から2022年にかけて42%から57%へと増加。また、標準耐用年数を超過した基幹的水路の延長の割合は、同期間において25%から46%へと増加。
- 基幹的な農業用排水施設の維持管理を担う土地改良区は、合併等により、地区数が減少し1地区当たりの受益面積が増加。

○水田の整備状況

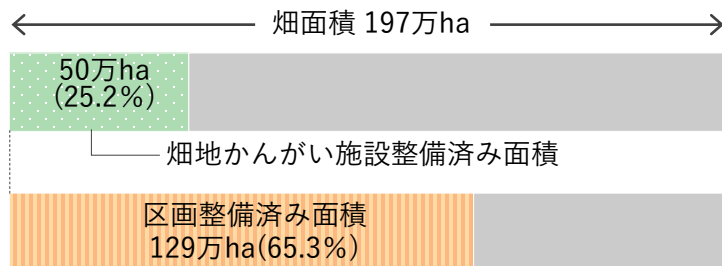


資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」を基に作成
注：1)「大区画化整備済み面積」とは、50a以上に区画整備された田の面積

2)「汎用化が行われた面積」とは、30a程度以上の区画整備済みの田のうち、暗渠排水の設置等が行われ、地下水位が70cm以深かつ湛水排除時間が4時間以下の田の面積

3)「水田面積」は令和4(2022)年7月時点の田の耕地面積の数値、それ以外の面積は令和4(2022)年3月末時点の数値

○畑の整備状況



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」を基に作成
注：「畑面積」は令和4(2022)年7月時点の畑の耕地面積の数値、それ以外の面積は令和4(2022)年3月末時点の数値

○農業用排水施設のストック（基幹的水利施設）

基幹的水利施設 施設区分	2007年（H19）			2022年（R4）		
	施設数 延長	標準耐用 年数超過	割合	施設数 延長	標準耐用 年数超過	割合
基幹的施設（か所）	7,268	3,041	42%	7,735	4,445	57%
貯水池	1,237	104	8%	1,293	133	10%
取水堰	1,949	442	23%	1,970	859	44%
用排水機場	2,801	1,801	65%	3,016	2,365	78%
水門等	1,062	535	50%	1,138	846	74%
管理設備	219	159	73%	318	242	76%
基幹的水路（km）	48,570	12,033	25%	51,954	23,832	46%

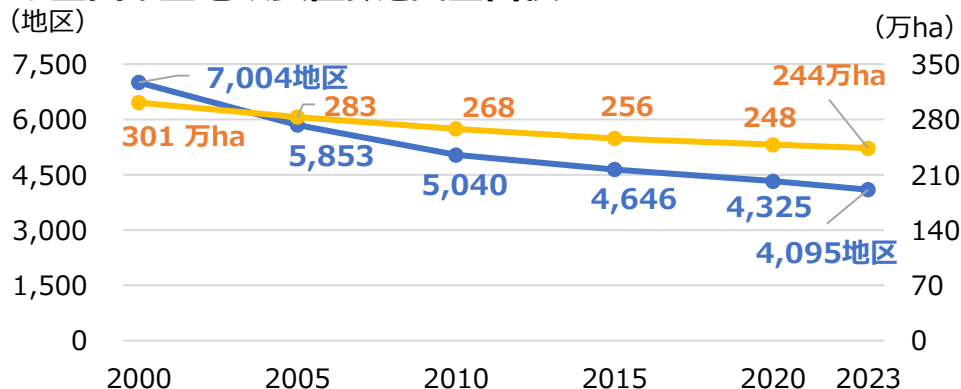
資料：農林水産省「農業基盤情報基礎調査」（2022年3月時点）

注1：基幹的水利施設は、受益面積100ha以上の農業水利施設

注2：「標準耐用年数」は、所得税法等の減価償却資産の償却期間を定めた財務省令を基に農林水産省が定めたものであり、主なものは以下のとおり。

貯水池：80年、取水堰（頭首工）：50年、水門：30年、機場：20年、水路：40年

○全国の土地改良区数と受益面積



資料：農林水産省「土地改良区設立状況等調査」